

議 会 資 料	議案第 39 号
総 務 課	

志摩市議会議員及び志摩市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び志摩市議会議員及び志摩市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

「公職選挙法施行令」の一部改正に伴い、選挙運動の公費負担の限度額の改正を行うものです。

2. 改正する条例の要点

選挙運動用ポスター及び選挙運動用ビラの公費負担の限度額を引き上げます。

ポスター作成公営費

区分	現行単価	改定単価
印刷費	541 円 31 銭	586 円 88 銭
企画費	248,400 円	316,250 円

ビラ作成公営費

現行単価	改定単価
7 円 73 銭	8 円 38 銭

3. 改正による効果等

限度額を引き上げることでお金のかからない選挙の推進、また、候補者間の選挙運動の機会均衡等が図られます。

志摩市議会議員及び志摩市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例(平成16年志摩市条例第27号)新旧対照表 (第1条による改正)

現行	改正後 (案)
(自動車の使用及びポスターの作成の公営) 第2条 志摩市議会議員及び志摩市長の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の範囲内で、無料で、自動車を使用し、又はポスターを作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により本市に帰属することとならない場合に限る。 (1) (略) (2) ポスターを作成する場合 候補者1人について、<u>541円31銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>24万8,400円</u>を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)にポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額	(自動車の使用及びポスターの作成の公営) 第2条 志摩市議会議員及び志摩市長の選挙における候補者(以下「候補者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額の範囲内で、無料で、自動車を使用し、又はポスターを作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により本市に帰属することとならない場合に限る。 (1) (略) (2) ポスターを作成する場合 候補者1人について、<u>586円88銭</u>に当該選挙におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>31万6,250円</u>を加えた金額を当該選挙におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。)にポスターの作成枚数(当該作成枚数が、当該選挙におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額

志摩市議会議員及び志摩市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公費負担に関する条例(平成20年志摩市条例第1号)新旧
対照表 (第2条による改正)

現行	改正後 (案)
(公費負担額及び支払手続) 第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者(以下「契約業者」という。)に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、契約業者からの請求に基づき、契約業者に対し支払う。	(公費負担額及び支払手続) 第4条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者(以下「契約業者」という。)に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、契約業者からの請求に基づき、契約業者に対し支払う。